

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(教育企画推進監等共通専決事項) 第7条の2 本庁の教育企画推進監、学校教育企画監、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(12) [略] (13) 行政文書の開示の決定に関すること。 (14)～(16) [略] (教育企画室の <u>教育企画推進監等</u> の専決事項) 第8条 教育企画室の分掌事務について、教育企画推進監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。  教育企画推進監専決事項 (1)・(2) [略] (3) 行政文書事務の指導に関すること。 (4) 行政文書及び物品の收受、配布及び発送に関すること — (5) 年限の定めのある保存文書の廃棄に関すること。 (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略]	(教育企画推進監等共通専決事項) 第7条の2 本庁の教育企画推進監、学校教育企画監、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(12) [略] (13) 行政文書の開示の決定及び歴史公文書の利用の決定に 関すること。 (14)～(16) [略] (教育企画室の <u>室長等</u> の専決事項) 第8条 教育企画室の分掌事務について、 <u>室長</u> 、教育企画推進監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。  <u>室長専決事項</u> (1) 行政文書及び歴史公文書の管理に関すること。 教育企画推進監専決事項 (1)・(2) [略]

[略] (教育事務所長の専決事項)	[略] (教育事務所長の専決事項)
第13条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする 。 (1)～(23) [略] (24) 行政文書の開示の決定に関すること。	第13条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする 。 (1)～(23) [略] (24) 行政文書の開示の決定 <u>及び歴史公文書の利用の決定</u> に 関すること。
(25)～(28) [略] (学校以外の教育機関の長共通専決事項)	(25)～(28) [略] (学校以外の教育機関の長共通専決事項)
第14条 学校以外の教育機関の長（博物館長及び美術館長を除 く。第16条及び第17条において同じ。）の専決できる事項は 、次のとおりとする。 (1)～(15) [略] (16) 行政文書の開示の決定に関すること。	第14条 学校以外の教育機関の長（博物館長及び美術館長を除 く。第16条及び第17条において同じ。）の専決できる事項は 、次のとおりとする。 (1)～(15) [略] (16) 行政文書の開示の決定 <u>及び歴史公文書の利用の決定</u> に 関すること。
(17)・(18) [略] 2 [略]	(17)・(18) [略] 2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。